

# 巻 頭 言

岡崎女子短期大学学術教育総合研究所

所長 白 垣 潤

国の科学技術基本計画において、大学の役割として「教育」「研究」「社会貢献」が挙げられている。短期大学である本学においては、従来、「教育」が主として求められており、多くの研究者（教育者）により2万人を超す卒業生を輩出する実績を挙げている。一方、「研究」については、科学技術基本計画において、「大学等における学術研究活動は、科学技術の戦略的重点化における『基礎研究の推進』について中核的な役割を果たすことはもちろん、『国際的・社会的課題に対応した研究開発の重点化』においても大きな役割を担うものであり、それに対する資源配分の在り方は科学技術基本計画の成否を左右する重要性を持つ」（学術研究の重要性について（見解）、平成13年7月24日、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会）と指摘されているが、本学においてはこれまであまり重視されてこなかった傾向がある。さらに、近年の大学を取り巻く情勢の厳しさによって、本学も経済的に厳しさを増しており、研究費の削減などの措置が取られていることは由々しき事態である。「研究は、孤独で無駄な努力が求められるものである」というのは、私の恩師の名言であるが、実際、経済的に厳しい昨今、研究を取り巻く情勢も厳しい状況である。しかし、「大学等における学術研究は、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉として行われる知的創造活動であり、人間の精神生活を構成する要素としてそれ自体優れた文化的価値を有するものである。その成果は人類共通の知的資産となり、文化の形成に寄与する。また、多様性を持った学術研究が幅広く推進される中から、未来社会の在り方を変えるブレークスルーを生み出すなど、国家・社会発展の基盤ともなるものである」（学術研究における評価の在り方について（報告）、平成14年2月14日、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会）。また、本来、大学は資格のある教員が欠くことのできないものであり、大学等の高等教育機関の教員となるための資格は、学校教育法に基づいて定められている文部省令・文部科学省令である「大学設置基準」「短期大学設置基準」「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」などに定められており、その基準には、1）教育上、2）研究上、3）実務上の知識・能力・実績が含まれている。我々教員は、このことを自覚し、日々研鑽を積み、大学の発展のために、ひいては地域社会に資するべく、邁進していかなければならないと考えるところである。今後、学術教育総合研究所を核として、本学の学術研究活動を活性化し、学生教育、地域社会への貢献活動に資するべく、本学を発展させていければと考える。